

マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療が受けられます

国民健康保険・後期高齢者医療保険のかたへ

12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

マイナ保険証への切り替えがまだお済みでないかたも、今後交付する「資格確認書」で保険診療を受けられますのでご安心ください。

今お持ちの保険証は有効期限(最長で令和7年7月31日)まで利用できます。その後、下記のかたには資格確認書が交付されます。

○マイナ保険証をお持ちでないかた

現在の保険証の有効期限が切れる時期に、資格確認書を送付します(手続き不要)。

○新たに後期高齢者になるかた

75歳を迎えるなど、後期高齢者医療に移行する時期に資格確認書を送付します(手続き不要)。

○マイナ保険証を使用可能な状態で所持しているが、受診での使用が困難なかた(ご高齢のかた・障がいをお持ちのかたなど)

申請手続きが必要です。資格確認書を交付します。

マイナ保険証利用登録の解除を希望するかたは、申請により解除することができます。利用登録の解除後、有効な保険証がない場合には資格確認書を交付します。希望するかたは下記へお問い合わせください。

※国民健康保険・後期高齢者医療保険以外のかたは、勤め先や加入している健康保険組合などにお問い合わせください。

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232



み~んなと**手**で**話**そう



簡単手話入門

【今、何か困っていますか？】



下向きの両手てのひらを
を押さえるように同時に
下ろします。



右手4指を軽く曲げて、
頭をかくしぐさをします。



右手人差し指を立て胸
前で左右に振ります。

動画は
こちら



協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会